

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年（2007年）12月に教育基本法が改正され、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めるように規定されたことを受けて、防府市教育委員会では、平成26年（2014年）3月に防府市教育振興基本計画を策定し、令和2年度（2020年度）まで様々な教育施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後の社会変化に対応し、それまでの取組を継承・発展させ、本市教育の目指す方向性と施策等を示した「第2次教育振興基本計画」を令和3年（2021年）3月に策定し、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」を基本目標に教育行政を総合的・計画的に推進してきました。

教育を取り巻く環境は、デジタル化やグローバル化の更なる進展など、急速に変化しており、これらに対応するため、本市の教育施策について見直しが必要となりました。

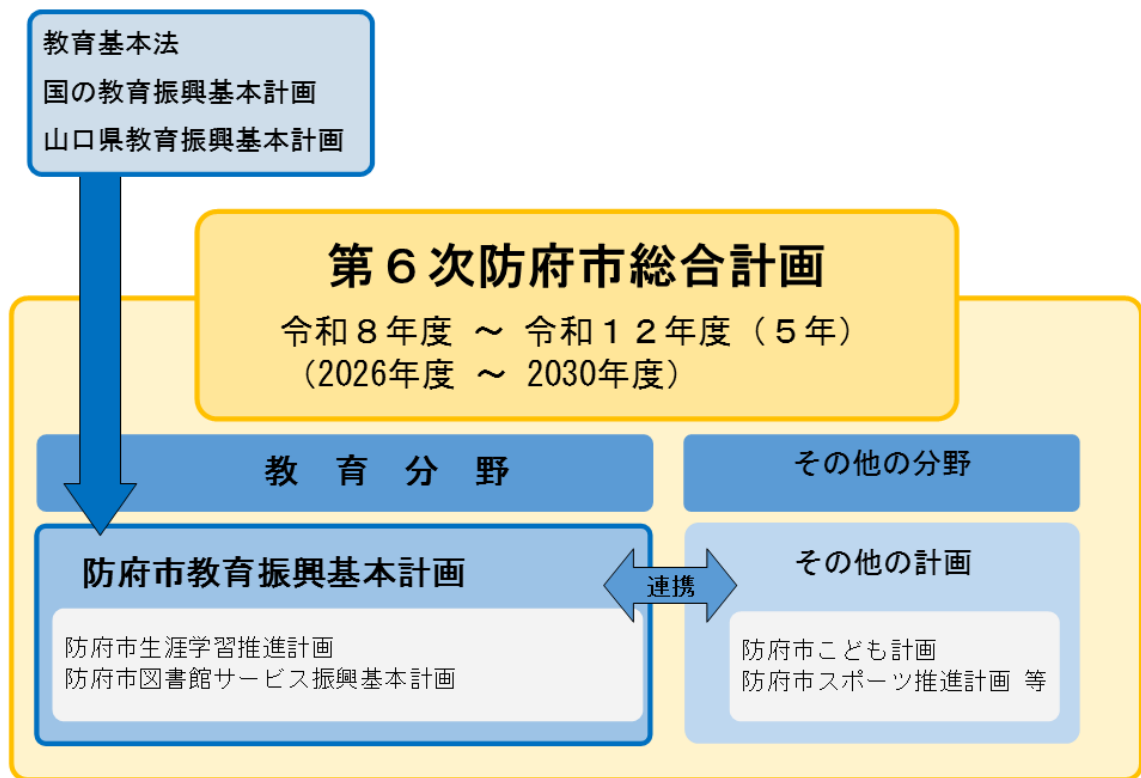
加えて、個人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会の豊かさを感じられる日本社会に根差した「ウェルビーイング（Well-being）」の向上が持続可能な社会の構築に不可欠であるとの認識が高まっています。

こうした観点からも、教育を通じて子どもたちが心豊かに健やかに成長できる環境を整備することが、今後ますます重要となっています。

今回策定した「第3次防府市教育振興基本計画」は、第2次計画での成果と課題を踏まえ、国や社会の状況、子どもたちの状況を的確に捉えた上で、令和5年度（2023年度）に策定された国の「第4期教育振興基本計画」と「山口県教育振興基本計画」を参酌し、今後5年間、本市が取り組むべき教育施策を着実に推進していくための指針となるものです。

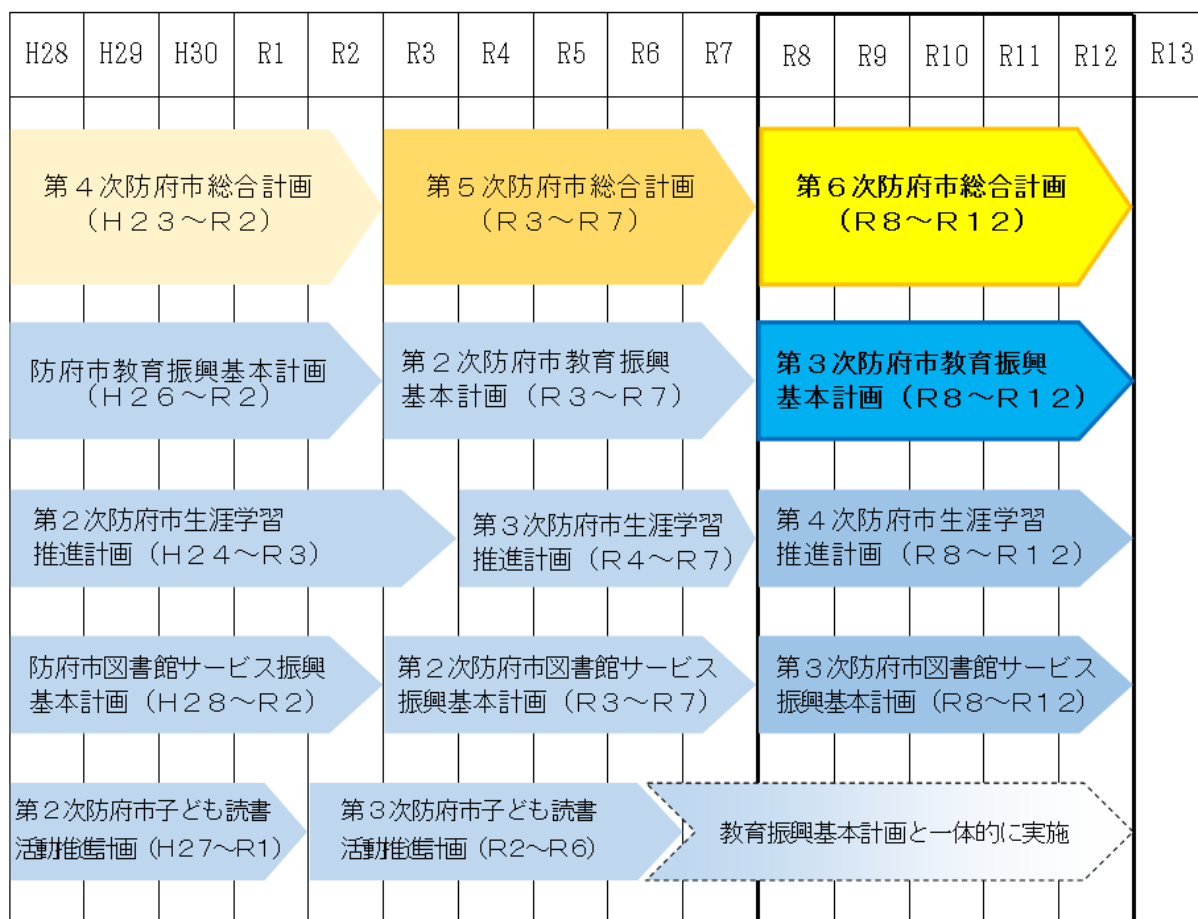
2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けるもので、本市の最上位計画である第6次防府市総合計画の教育分野における部門別計画として、防府市教育委員会が所管する施策を網羅するものです。



3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。



4 計画の構成

第1章では計画策定の趣旨など基本的事項を示し、第2章で教育を取り巻く社会動向や本市教育の課題を明らかにした上で、第3章において本市教育のめざす姿や、今後の5年間の本市教育目標を設定しています。

第4章では、基本目標の達成に向けた基本施策と具体的な取組の内容を体系的に整理し、第5章において計画の推進体制や目標指標を設定しています。

第3次防府市教育振興基本計画

第1章 計画策定にあたって

第2章 本市の教育を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 今後取り組むべき施策

第5章 計画の推進に向けて